

証券コード 8876
平成30年6月11日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目3番23号

株式会社 **リログループ**

代表取締役 中 村 謙 一

第51回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、37頁の「インターネットによる議決権行使の場合」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。) |
- ※株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。**
何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第51期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役8名選任の件

第2号議案

取締役の報酬額改定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

・次の事項は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「投資家情報」に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトの「投資家情報」に掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.relo.jp/>

(提供書面)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、日本企業の海外進出が活発化し、企業のグローバルな競争が激化する環境下において、「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートする」「真のサムライパワーを発揮できるよう、世界展開を支援する」という使命のもと、「日本初のグローバル・リロケーションカンパニーになる」というビジョンを掲げております。このビジョンの実現に向けて、平成31年3月期を最終年度とする4ヵ年の中期経営計画「第二次オリンピック作戦」を策定し、国内事業においては、市場シェアダントツNo.1になるべく事業基盤のさらなる強化を図るとともに、海外事業の拡充に取り組んでおります。

当連結会計年度は、国内事業において借上社宅管理戸数が堅調に増加したほか、新たに賃貸管理会社がグループに加わるなど、当社グループの事業基盤が拡大しました。また、福利厚生代行サービスの会員数や顧客特典代行サービスの導入社数が増加し業績を牽引しました。海外事業においては、海外赴任支援世帯数が前期を上回ったほか、北米を中心に海外現地事業が好調に推移しました。

これらの結果、売上高2,254億37百万円（前期比9.9%増）、営業利益153億59百万円（同15.8%増）、経常利益169億43百万円（同19.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益107億82百万円（同17.8%増）と、当連結会計年度も増収増益となり、18期連続増収、9期連続で最高益を更新しました。

各事業セグメント別の経営成績は次のとおりです。

<国内事業>

当社グループは、企業福利厚生分野の総合アウトソーサーとして、住宅領域およびライフサポート領域においてアウトソーシングサービスを幅広く展開し

ております。

住宅領域においては、借上社宅管理事業として、主力の借上社宅管理アウトソーシングサービスを中心に、物件検索等の転居支援サービスなどを提供するほか、寮や社宅物件の仲介などを手掛けております。また、企業の社宅需要が高い地域において賃貸不動産の管理や仲介をはじめとした賃貸管理事業を展開するなど、企業の住宅に関する様々なニーズに応えるべく総合的にサービスを展開しております。一方、ライフサポート領域においては、福利厚生事業として、企業の業務負担とコストを軽減し様々なコンテンツを従業員へ提供する福利厚生代行サービスのほか、提携企業向けに顧客特典代行サービスなどを提供しております。また、関連事業としてホテル運営や住まいの駆け付けサービスなどを手掛け、会員の生活を総合的にサポートしております。

当連結会計年度は、住宅領域において、企業における業務効率化の流れが加速しアウトソーシング需要が高まるなか、引き続き借上社宅管理事業の管理戸数が堅調に積み上がったほか、賃貸管理事業において新たにグループ会社が加わったことなどが事業基盤の拡大に寄与しました。ライフサポート領域においては、地方への積極的な展開やシステム改修をはじめとしたユーザビリティ向上への取り組みが奏功し、福利厚生代行サービスの会員数が伸張したほか、顧客特典代行サービスの導入社数が増加しました。また、ホテル運営や住まいの駆け付けサービスなど関連事業が好調に推移しました。

これらの結果、売上高1,858億5百万円（前期比10.9%増）、営業利益133億17百万円（同11.2%増）となりました。

<海外事業>

当社グループは、日本企業の海外進出を後押しすべく、人の移動に伴う困りごとを解決する様々なサービスで、企業と赴任者を赴任から帰任に至るまで総合的にサポートしております。

海外赴任時においては、ビザの取得や海外引越の手配などを代行する海外赴任支援事業のほか、赴任者や転勤者などの持家を管理する留守宅管理事業を手掛けております。また、海外赴任中においては、海外現地事業として日本企業が進出する世界の主要地域に拠点を展開し、赴任者向けサービスアパートメントの運営をはじめ、住宅斡旋や帰任時の引越などのサービスを提供しております。

当連結会計年度は、海外赴任支援事業において、これまでの営業活動が奏功し赴任支援世帯数が前期を上回ったほか、ビザ手配や出張時におけるチケット手配の業績が伸張しました。また、北米においてサービスアパートメントの稼働率が好調に推移したことに加え、赴任期間中の生活を総合的にサポートすべくサービス内容を拡充したことなどが寄与し、顧客社数が増加いたしました。

これらの結果、売上高343億73百万円(前期比2.1%増)、営業利益29億90百万円(同18.9%増)となりました。

セグメント別売上高の推移

	第50期 (平成29年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)	増減額	増減率
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
国内事業	167,514	185,805	18,290	10.9
海外事業	33,668	34,373	705	2.1
その他	3,933	5,258	1,325	33.7
合計	205,117	225,437	20,320	9.9

(注) グループ内部売上高は除いております。

セグメント別営業利益の推移

	第50期 (平成29年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)	増減額	増減率
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
国内事業	11,976	13,317	1,340	11.2
海外事業	2,516	2,990	474	18.9
その他	679	1,134	454	66.9
全社・消去	△1,907	△2,082	△174	9.1
合計	13,264	15,359	2,095	15.8

(2) 資金調達の状況

平成30年3月にユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行し268億円を調達しました。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、当連結会計年度に㈱和光他7社の株式を取得し、連結子会社としました。また、㈱ホットハウスの株式を取得し、持分法適用関連会社としました。

(4) 対処すべき課題

① グループ経営資源の活用

当社グループは、これまで企業福利厚生分野の総合アウトソーサーとして、住宅領域とライフサポート領域の双方にまたがるサービスを提供するグループ体制を構築してまいりました。

今後は、当社グループのサービスをご利用いただいている法人・個人の皆様に、当社グループが提供する複数のサービスを相互にご利用いただけるようにクロスセルモデルを確立するとともに、既存事業とシナジーの高い事業領域においては、新たにサービスを拡充することにより、更なる事業基盤の拡大を図ってまいります。

② 新規事業の育成

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス、海外赴任支援サービスなど先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくとともに、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいります。

③ 景気変動等への対応

当社グループの主力事業である、借上社宅管理事業、福利厚生事業、賃貸管理事業などは、景気変動による影響は限定的であると考えておりますが、リゾート事業については、景気変動による個人の消費動向の影響を受け易いため、今後もより効率的な運営体制の構築を図るとともに、魅力あるリゾート施設の企画や運営などにも努めてまいります。

④ 個人情報保護法への対応

当社グループは、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が非常に重要であると認識しております。既に複数の事業会社でプライバシーマークを取得しておりますが、グループ全社で継続的改善に取り組み、より高いレベルの運営を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (平成27年 3 月期)	第 49 期 (平成28年 3 月期)	第 50 期 (平成29年 3 月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	160,050	183,280	205,117	225,437
経 常 利 益 (百万円)	9,863	11,854	14,238	16,943
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,085	7,158	9,151	10,782
1株当たり当期純利益 (円)	413.15	49.26	61.47	71.91
総 資 産 (百万円)	70,520	83,410	99,347	126,228
純 資 産 (百万円)	31,355	33,475	39,742	42,808
1株当たり純資産額 (円)	2,105.40	225.33	262.22	283.54

(注) 平成29年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。このため、第49期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
㈱リロケーション・ジャパン	100百万円	100.0%	借上社宅管理アウトソーシングサービス
㈱リロクラブ	100百万円	100.0%	福利厚生代行サービス 顧客特典代行サービス
㈱東都	153百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介
㈱リロパートナーズ	100百万円	100.0%	賃貸管理事業の統括
㈱リロケーション・ インターナショナル	75百万円	100.0%	留守宅管理サービス
リロ・パナソニック エクセルインターナショナル㈱	90百万円	66.6%	グローバル人事サポート 海外赴任支援サービス
Relo Redac, Inc.	US \$ 186,300	100.0%	北米における駐在員サポート

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有にかかるものであります。

② 関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
日本ハウズイング㈱	2,492百万円	33.4%	マンション管理サービス
㈱ホットハウス	99百万円	(49.0%)	不動産売買業
㈱福利厚生倶楽部中部	50百万円	(49.0%)	福利厚生代行サービス
㈱福利厚生倶楽部中国	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス
㈱福利厚生倶楽部九州	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有にかかるものであります。

(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社活動を支配・管理することを主な事業とし、これに付帯又は関連する一切の業務を営んでおります。

- ① 国内事業：借上社宅管理アウトソーシングサービス、不動産の賃貸管理・仲介、福利厚生代行サービス、顧客特典代行サービス、ホテル運営、住まいの駆け付けサービス等
- ② 海外事業：海外赴任支援サービス、留守宅管理サービス、海外現地サポート等
- ③ その他：リゾート事業、金融・保険事業等

(8) 企業集団の主要な拠点 (平成30年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿四丁目3番23号

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
㈱リロケーション・ジャパン	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
㈱リロクラブ	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
㈱東都	本社 東京都狛江市
㈱リロパートナーズ	本社 東京都新宿区
㈱リロケーション・インターナショナル	本社 東京都新宿区
	支店 大阪府大阪市北区
リロ・パナソニック エクセルインターナショナル㈱	本社 大阪府大阪市中央区
	支店 東京都新宿区
ReLo Redac, Inc.	本社 米国 ニューヨーク州

(9) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
国内事業	1,287名 (1,369名)
海外事業	549名 (222名)
その他の事業	172名 (68名)
全社(共通)	87名 (23名)
合計	2,095名 (1,682名)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社(共通)として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
87名 (23名)	40.6歳	6年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,773百万円
株式会社三井住友銀行	4,176
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,002

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 602,100,000株
- (2) 発行済株式の総数 152,951,200株(自己株式3,821,352株を含む)
- (3) 1単元の株式数 100株
- (4) 株主数 8,338名

(5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社ササダ・ファンド	35,000千株	23.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,457	7.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,023	6.1
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	5,600	3.8
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	3,697	2.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	3,029	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,522	1.7
リログループ従業員持株会	2,482	1.7
株式会社みずほ銀行	2,000	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,996	1.3

(注) 当社は、自己株式3,821千株を保有していますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の実及及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成30年2月28日付の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款及び会社法第156条第1項に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

また、当社は、平成30年2月28日付の取締役会において2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。かかる調達資金のうち50億円を、上記の自己株式取得資金に充当いたしました。

取得の内容

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	1,658,300株
取得価額の総額	4,999,774,500円（1株につき3,015円）
取得日	平成30年3月1日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

平成23年6月24日定時株主総会決議による新株予約権

① 新株予約権の数

198個

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 198,000株（新株予約権1個につき1,000株）

③ 新株予約権の払込金額

無償

④ 新株予約権の行使価額

1株当たり171円

⑤ 新株予約権の行使期間

平成27年7月1日から平成31年6月30日まで

⑥ 新株予約権の行使条件

新株予約権者は権利行使時においても当社または当社関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役員または従業員あるいは当社監査役であることを要するものとする。ただし権利行使時にこれらの地位を喪失した場合であっても当社取締役会が正当な理由があると認め、その者の権利行使を承認した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。権利の質入れは認めない。権利行使にかかる年間の払込金の合計額は1千2百万円を超えないものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき定めるものとする。

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	161個	161,000株	4名
社外取締役	6	6,000	1
監査役	11	11,000	1

平成27年5月15日取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数
2,342個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式 2,342,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 新株予約権の払込金額
1個当たり200円
- ④ 新株予約権の行使価額
1株当たり1円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成31年7月1日から平成34年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使条件

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成31年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第3項の定義により、以下同様とする。）の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	350個	350,000株	4名
社外取締役	—	—	—
監査役	60	60,000	1

平成29年2月9日取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の数
2,934個
- ② 新株予約権の目的である株式の種類及び数
普通株式2,934,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 新株予約権の払込金額
1個当たり3,800円
- ④ 新株予約権の行使価額
1株当たり1円
- ⑤ 新株予約権の行使期間
平成35年7月1日から平成38年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成31年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、本行使条件における経常利益を国際財務報告基準における税引前当期純利益と読み替えることとする。

本新株予約権者が本新株予約権を行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び本新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役及び監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	440個	44,000株	4名
社外取締役	10	10,000	2
監査役	43	43,000	3

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成30年3月31日現在）

2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議の日	平成30年2月28日
新株予約権の数	2,500個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	社債の額面金額の総額を転換価額で除した数
転換価額	3,317円（注）
行使期間	2019年10月1日から2021年3月8日まで
新株予約権付社債の残高	25,000百万円

（注）平成30年5月11日開催の取締役会において、当事業年度の1株当たり期末配当金が22円に決定されたことに伴い、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、転換価額を3,315.9円に調整いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々田 正徳	—
代表取締役社長	中村 謙一	総括 内部監査室担当
専務取締役	門田 康	コーポレートスタッフ部門担当 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役 日本ハウズイング株式会社取締役
常務取締役	越永 堅士	国内事業セグメント担当 事業開発室担当 株式会社リロケーション・ジャパン取締役 株式会社東都取締役
取締役	志水 康治	海外事業担当 リロ・バナソニック エクセルインターナショナル株式会社取締役 Relo Redac, Inc. 取締役
取締役	大野木 孝之	大野木総合会計事務所代表
取締役	宇田川 和也	宇田川法律事務所代表
常勤監査役	小山 克彦	—
常勤監査役	安岡 律夫	—
監査役	櫻井 政夫	櫻井公認会計士事務所代表
監査役	大 毅	大総合法律事務所代表 株式会社オロ社外監査役 株式会社スリー・ディー・マトリックス社外監査役

- (注) 1. 取締役 大野木 孝之氏、宇田川 和也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 櫻井 政夫氏、大 毅氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 櫻井 政夫氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 宇田川 和也氏は、平成29年6月23日開催の第50回定時株主総会にて監査役を辞任により退任し、取締役に就任しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 常務取締役 越永 聖士氏は、平成30年4月1日付で株式会社リロパートナーズの代表取締役に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2)	221百万円 (10)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	40 (8)
合計	12	261

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月25日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 宇田川 和也氏は、第50回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当該兼職先との関係
取締役	大野木 孝之	大野木総合会計事務所代表	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	宇田川 和也	宇田川法律事務所代表	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	櫻井 政夫	櫻井公認会計士事務所代表	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	大 毅	大総合法律事務所代表	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社オロ社外監査役	
		株式会社スリー・ディー・マトリックス社外監査役	

② 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会 (16回開催)		監査役会 (16回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	大野木 孝之	16回	100%	一回	—%
取締役	宇田川 和也	16	100	3	100
監査役	櫻井 政夫	15	94	15	94
監査役	大 毅	12	92	12	92

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 取締役宇田川 和也氏は、第50回定時株主総会において監査役を退任するまでに開催された取締役会3回のすべてに出席し、監査役会3回のすべてに出席いたしました。また、平成29年6月23日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。
3. 監査役大 毅氏は、平成29年6月23日に監査役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。

(ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 大野木 孝之氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

取締役 宇田川 和也氏は、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を行っておりません。

監査役 櫻井 政夫氏は、主に公認会計士・税理士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

監査役 大 毅氏は、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に伴う英文財務諸表監査業務及びコンフォートレター作成業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員の事業活動における職務の執行が法令・企業倫理・社内規則等に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員を任命するとともに、担当部署として法務コンプライアンス室を設置する。
 - ② 役職員に対しコンプライアンス教育等を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ③ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる情報に関しては、社内規程に基づき保存年限を各別に定め保存する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理については、会社規程を定めるとともに、全社的リスクの把握・管理をリスクマネジメント室が担当する。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務執行の効率性を向上させ、採算管理を徹底するため、予算制度を設ける。
 - ② 取締役の職務執行は、業務分掌規程、職務権限規程において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして効率的に行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社および子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）共通のコンプライアンスポリシーを定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

- ② 当社はコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス管理規程および関連規程に基づき、子会社におけるコンプライアンス推進を支援する。
 - ③ 当社取締役および使用人を必要に応じて出向させるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務を所管する部署と連携し、子会社における法令および定款に適合するための指導・支援を実施する。
 - ④ 当社の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
- ロ. 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、経営企画室を子会社管理の担当部署とし、「関係会社管理規程」に従い、子会社の事業が適正に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握する。
 - ② 子会社における経営上の重要な要件を「職務権限明細書」において当社の承認が必要となる事項として定め、関係書類の提出を求めるなど、事前協議のうえ、意思決定を行う。
 - ③ 子会社における業務執行状況および決算等の財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか確認する。
- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社に対し、重大なリスクが発生した場合には、直ちに当社のリスクマネジメント室担当役員および子会社管理部門に報告することを求め、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社は、子会社に対し、各社ごとのリスク管理体制の整備を求める。
- ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社管理について、当社経営企画室が子会社の指導・育成の基本方針を立案し、事業および経営の両面から子会社を指導・育成する。
 - ② 当社経営企画室は、子会社に対し、貸借対照表・損益計算書等の経営内容、予算実績対比等の提出および報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握する。また、当社経営企画室管掌役員は、子会社の決算損益等を定期的に当社取締役会に報告する。
- ホ. 当社および子会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社との定例会議や月次・週次レビューを通じての情報交換等により、適切な連携体制の確立を図る。
 - ② 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、財務報告書作成時の不正または誤謬の発生に対する未然防止および早期発見のため、運用・監視・是正を継続する。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役から、その職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合、法務コンプライアンス室に必要な要員を配置し対応する。
 - ② 監査役の職務を補助すべき使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の職務を補助するに際して、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとする。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人は、監査役会に対して「違法不正行為」「重大な損害を与える事項」「社内処分事項」を監査役会に報告すべき事項とする。
 - ② 当社の監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、子会社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読覧し、必要に応じて子会社の取締役、監査役または使用人にその説明を求めることとする。
 - ③ 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役会に報告する。
 - ④ 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役と代表取締役が定期的にミーティングを行うことにより、適切な意思疎通および効果的な監査を遂行する体制を目指す。
 - ② 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社および当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社法務コンプライアンス室が中心となり、経営企画室による各事業子会社の業務遂行状況および予算進捗状況のモニタリング、内部監査室による各種法令の遵守状況や企業倫理のモニタリングなど、各室が社内規程に基づき担当業務を遂行し、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社および当社グループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はコンプライアンス管理規程により相談・通報体制を設けており、当社グループ各社がこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、30%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。

この方針に基づき、平成30年3月期の期末配当金は、1株当たり22円といたします。平成30年3月期の期末配当金をもって15期連続の増配となります。

また、平成31年3月期の期末配当金は、1株当たり25円を予定しております。

今後も、継続的な成長を実現するための投資や財務体質の強化といった観点とのバランスを図りながら、利益還元を進めてまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	77,466	流 動 負 債	43,210
現金及び預金	27,933	買掛金	3,866
受取手形及び売掛金	14,892	短期借入金	7,013
販売用不動産	9,894	1年内返済予定の長期借入金	1,738
貯蔵品	838	未払法人税等	2,837
前渡金	14,372	前受金	17,370
繰延税金資産	894	繰延税金負債	35
その他	8,665	賞与引当金	873
貸倒引当金	△24	その他	9,474
固 定 資 産	48,708	固 定 負 債	40,209
有 形 固 定 資 産	8,254	転換社債型新株予約権付社債	26,822
建物	5,050	社債	1,200
工具、器具及び備品	427	長期借入金	5,384
土地	1,953	長期預り敷金	6,071
その他	822	繰延税金負債	235
無 形 固 定 資 産	10,960	退職給付に係る負債	344
ソフトウェア	2,255	負のれん	1
のれん	8,521	その他	148
その他	182	負 債 合 計	83,419
投 資 そ の 他 の 資 産	29,493	純 資 産 の 部	
投資有価証券	14,148	株 主 資 本	41,852
敷金及び保証金	12,545	資本金	2,667
繰延税金資産	326	資本剰余金	2,871
その他	2,553	利益剰余金	43,369
貸倒引当金	△79	自 己 株 式	△7,056
繰 延 資 産	52	その他の包括利益累計額	425
社債発行費	50	その他有価証券評価差額金	529
その他	2	為替換算調整勘定	△117
		退職給付に係る調整累計額	13
		新株予約権	22
		非支配株主持分	508
		純 資 産 合 計	42,808
資 産 合 計	126,228	負 債 ・ 純 資 産 合 計	126,228

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
国内事業売上高	185,805	
海外事業売上高	34,373	
その他の事業売上高	5,258	225,437
売 上 原 価		
国内事業売上原価	158,647	
海外事業売上原価	25,809	
その他の事業売上原価	1,980	186,437
売 上 総 利 益		38,999
販売費及び一般管理費		23,640
営 業 利 益		15,359
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	17	
持分法による投資利益	1,292	
為替差	69	
その他の	390	1,834
営業外費用		
支払利息	167	
その他	82	250
経 常 利 益		16,943
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	92	
その他	1	94
特 別 損 失		
減損損失	718	
その他	237	955
税金等調整前当期純利益		16,081
法人税、住民税及び事業税	5,198	
法人税等調整額	15	5,214
当 期 純 利 益		10,867
非支配株主に帰属する当期純利益		84
親会社株主に帰属する当期純利益		10,782

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	30,303	流 動 負 債	16,213
現金及び預金	11,736	関係会社買掛金	241
関係会社売掛金	1,675	短期借入金	5,747
関係会社短期貸付金	14,839	1年内返済予定の長期借入金	1,340
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	768	未払金	239
その他	1,284	未払法人税等	50
		関係会社預り金	7,938
固 定 資 産	33,826	賞与引当金	34
有 形 固 定 資 産	78	その他	621
建物	15	固 定 負 債	33,337
工具、器具及び備品	19	転換社債型新株予約権付社債	26,822
リース資産	43	社債	1,200
無 形 固 定 資 産	425	長期借入金	5,310
ソフトウェア	397	繰延税金負債	4
その他	27	負 債 合 計	49,550
投資その他の資産	33,323	純 資 産 の 部	
投資有価証券	29	株 主 資 本	14,598
関係会社株式	16,219	資本金	2,667
関係会社長期貸付金	16,600	資本剰余金	2,859
その他	473	資本準備金	2,859
		利益剰余金	16,127
繰 延 資 産	50	利益準備金	38
社債発行費	50	その他利益剰余金	16,089
		繰越利益剰余金	16,089
		自 己 株 式	△7,056
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
		新 株 予 約 権	22
		純 資 産 合 計	14,630
資 産 合 計	64,181	負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,181

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		
関係会社受取配当金	6,025	
その他の事業売上高	2,470	8,496
売 上 原 価		
その他の事業売上原価	1,558	1,558
売 上 総 利 益		6,937
販売費及び一般管理費		500
営 業 利 益		6,436
営 業 外 収 益		
受取利息	52	
関係会社受取利息	364	
債務保証損失引当金戻入額	60	
その他	37	515
営 業 外 費 用		
支払利息	124	
関係会社支払利息	1	
その他	11	137
経 常 利 益		6,814
特 別 損 失		
その他	80	80
税 引 前 当 期 純 利 益		6,734
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	-	92
当 期 純 利 益		6,641

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社リログループ

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リログループの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リロググループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月17日

株式会社リログループ

取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 津 良 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リログループの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、第51期監査役監査方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及びその使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

株式会社リロググループ 監査役会

常勤監査役 小 山 克 彦 (印)

常勤監査役 安 岡 律 夫 (印)

社外監査役 櫻 井 政 夫 (印)

社外監査役 大 毅 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員して取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	さ さ だ ま さ の り 佐々田 正徳 (昭和20年6月10日生) 【再任】	昭和46年1月 当社入社 昭和53年7月 当社代表取締役社長 平成15年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成15年6月 当社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役会長（現任） 取締役選任理由 当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。	1,668,000株
2	な か む ら けん いち 中村 謙一 (昭和41年4月14日生) 【再任】	平成元年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 平成22年10月 当社代表取締役社長 総括兼内部監査室担当（現任） 取締役選任理由 当社の代表取締役社長としての豊富な経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。	969,400株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	かど やすし 門田 康 (昭和41年11月26日生) 【再任】	<p>平成12年10月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社専務取締役（現任） 平成22年6月 日本ハウズイング株式会社取締役（現任） 平成27年4月 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役（現任） 平成28年4月 コーポレートスタッフ部門担当（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 日本ハウズイング株式会社取締役 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役</p> <p>取締役選任理由 当社の経営管理において豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	638,000株
4	こし なが けん じ 越 永 堅 士 (昭和45年3月12日生) 【再任】	<p>平成4年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成25年5月 株式会社東都取締役（現任） 平成25年6月 当社国内事業セグメント担当（現任） 平成27年4月 当社常務取締役（現任） 平成27年11月 当社事業開発室担当（現任） 平成29年10月 株式会社リロケーション・ジャパン取締役（現任） 平成30年4月 株式会社リロパートナーズ代表取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社東都取締役 株式会社リロケーション・ジャパン取締役 株式会社リロパートナーズ代表取締役</p> <p>取締役選任理由 当社及び事業会社の経営に関して豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。</p>	685,600株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	し みず やす じ 志 水 康 治 (昭和42年7月31日生) 【再任】	平成3年10月 当社入社 平成18年9月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成26年12月 リロ・パナソニック エクセルインターナ ショナル株式会社取締役(現任) 平成28年4月 当社海外事業担当(現任) ReLo Redac, Inc. 取締役(現任) [重要な兼職の状況] リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式 会社取締役 ReLo Redac, Inc. 取締役 取締役選任理由 当社及び事業会社の経営に関して豊富な経験・実績・見識 を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行う のに適任であると判断したことから取締役候補者といいたし ました。	506,400株
6	か の たけし 河 野 豪 (昭和50年3月24日生) 【新任】	平成9年4月 当社入社 平成24年4月 株式会社リラックス・コミュニケーション ズ(現:株式会社リロクラブ) 取締役 平成28年4月 同社代表取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社リロクラブ代表取締役 取締役選任理由 株式会社リロクラブの代表取締役社長を務め、福利厚生事 業の成長に大きく貢献するなどの実績があり、経営者とし ての豊富な経験・実績と幅広い見識を有しております。今 後、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待 できると判断したことから取締役候補者といいたしました。	126,300株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	おのぎ たかし 大野木 孝之 (昭和28年5月26日生) 【再任】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	昭和62年7月 大野木公認会計士事務所（現：大野木総合 会計事務所）代表（現任） 平成2年4月 当社監査役 平成27年6月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 大野木総合会計事務所代表 社外取締役選任理由	207,700株
8	うだがわ かずや 宇田川 和也 (昭和27年4月7日生) 【再任】 【社外取締役候補者】 【独立役員候補者】	平成6年10月 宇田川法律事務所代表（現任） 平成24年6月 当社社外監査役 平成29年6月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 宇田川法律事務所代表 社外取締役選任理由 弁護士として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社 のコーポレートガバナンスの強化を図るための有用な助言 が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を 行うのに適任であると判断したことから社外取締役候補者 といたしました。 なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること の以外の方で会社経営に関与したことはありませんが、上 記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行で きると判断いたしました。	4,100株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社に間に、特別の利害関係はありません。
2. 大野木 孝之氏は、現在、当社の社外取締役ですが、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
3. 宇田川 和也氏は、現在、当社の社外取締役ですが、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また、同氏は、過去に当社の社外監査役でありました。
4. 当社は、大野木 孝之氏及び宇田川 和也氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。大野木 孝之氏及び宇田川 和也氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、大野木 孝之氏及び宇田川 和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月25日開催の第46回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案（取締役8名選任の件）が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）となることから、員数変更に伴う報酬額の増加も考慮しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

以 上

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面案内に従つて議案の賛否をご入力ください。
3. スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
4. インターネットによる議決権行使は、平成30年6月25日（月曜日）午後5時30分までに行使されますようお願いいたします。
5. 議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いたします。
6. インターネットによつて、複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
7. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

その他のご照会は、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

第51回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンференスセンター
※開催場所が昨年と異なりますので、下記のご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

- ・「西新宿駅」1番出口より徒歩3分 (丸ノ内線)
- ・「都庁前駅」E4出口より徒歩7分 (大江戸線)
- ・「新宿西口駅」D4出口より徒歩11分 (大江戸線)
- ・「新宿駅」西口より徒歩15分 (JR線・丸ノ内線・大江戸線等)

※当日は、公共交通機関をご利用ください。